災害歯科支援における多職種連携

2024年4月7日(日) 9:30~12:30(うち70分) ZOOM オンライン

東北大学 大学院歯学研究科 世界展開力強化事業推進室 特任講師東京医科歯科大学 大学院 救急災害医学分野 非常勤講師岩手医科大学歯学部・長崎大学歯学部 非常勤講師日本災害時公衆衛生歯科研究会 世話人中久木 康一nakakuki@biglobe.jp

JDATは、どんなことをするの?

- JDAT (日本災害歯科支援チーム)は、歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士などによるチームです。
- 避難所や高齢者施設等において、応急歯科治療や口腔衛生の確保・口腔機能の維持をサポートします。



歯科相談 応急歯科治療

近隣の歯科診療所が再開する までの間、痛みをとる、食べやすく する、などの応急治療を行います。

- 歯が痛い、口内炎ができた
- 入れ歯が痛い、ゆるい
- 歯の詰め物がとれた



歯科保健活動

歯や口のお困りごとなどを確認し、災害時の生活における工夫の仕方

を、おひとりおひとりの状態にあわせてご紹介・ご説明し、必要な歯みがき用品をご提供します。

災害時のお口のケアが、肺炎などのからだの病気 を予防することなども、あわせてお伝えします。

- お水が少ない時の歯みがきの工夫
- お口が乾きやすい時のマッサージ方法



【集団】

お口の健康づくり

皆さんがお集まりの場所で、歯や口からの健康の保ち方をご説明したり、お口の体操をしたりします。

- お口の体操
- 歯や口と健康 講和





地域の歯科医療 提供体制の再構築

地域の歯科診療所の再開状況にあわせて、治療が必要な方を診療所に繋ぎます。

これらの支援を通じて、被災した地域が日常を取り戻すためのお手伝いをさせていただきます。歯や口に関することで、お困りのことやご希望がありましたら、遠慮なくご相談ください。歯みがき用品の提供を含め、全て無料です。

災害時の歯科の活動



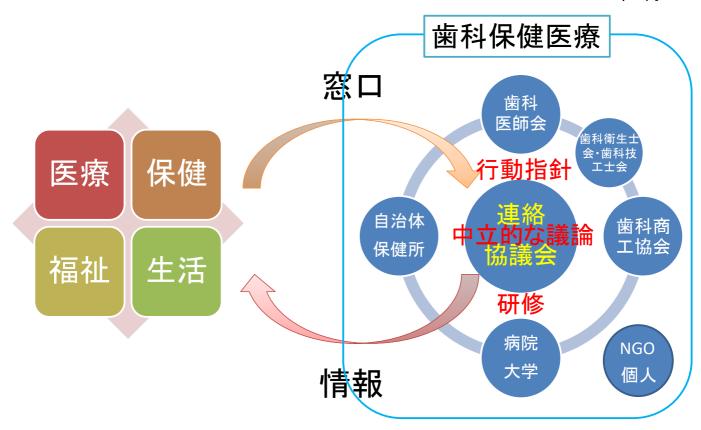
Japan Dental Alliance Team (JDAT、日本災害歯科支援チーム)

【目的・趣旨】

JDAT (Japan Dental Alliance Team:日本災害歯科支援チーム)は、災害発生後おおむね72時間以降に地域歯科保健医療専門職により行われる、緊急災害歯科医療や避難所等における口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を支援することを通じて被災者の健康を守り、地域歯科医療の復旧を支援すること等を目的としている。

日本災害歯科保健医療連絡協議会

2015年4月~



日本災害歯科保健医療連絡協議会※平成27年4月設置

<目的>

大規模震災後の避難所・仮設住宅、被災者等への歯科保健医療の提供は、(急性期から慢性期に)に至るまで、様々な歯科関係職種の継続的な支援が必要である。

そのため、日本歯科医師会主導の下、歯科関係団体同士の連携や災害対応に関する認識の共通化を図るとともに、各歯科団体独自の行動計画等の情報集約や共有を促し、有事に際して国や都道府県との連携調整を行い、被災地の歯科医療救護や被災者の歯科支援活動を迅速に効率よく行うべく、協議していく。

<参画団体>

- ①日本歯科医師会
- ②日本歯科医学会
- ③日本私立歯科大学協会
- ④国立大学歯学部長·歯学部附 属病院長会議
- ⑤全国医学部附属病院歯科口腔 外科科長会議
- ⑥日本病院歯科口腔外科協議会
- ⑦日本歯科衛生士会
- 8日本歯科技工士会
- 9全国行政歯科技術職連絡会
- ⑩日本歯科商工協会

※オブザーバー: 内閣府、厚生労働省、 日本医師会(JMAT関係者)、防衛省ほか

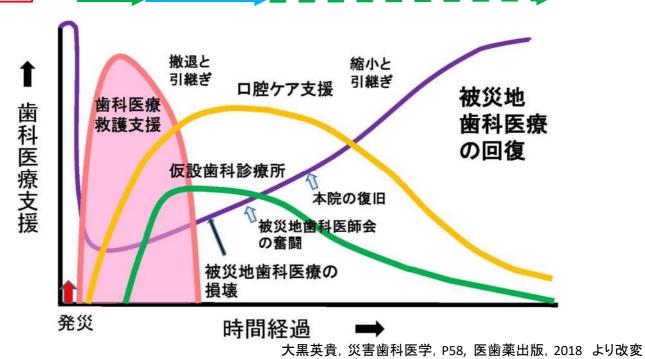
支援内容の時間経過と、支援者における分担

歯科衛生士による歯科保健支援

支援者 の分担

勤務医による 開業医による 迅速支援 診療所復興支援

勤務医による専門的支援



JDAT チーム構成・期間

【構成(例)】

・ 歯科医療救護チーム 歯科医師2、事務職1 歯科医師2、歯科衛生士1、歯科技工士1

・歯科保健支援チーム 歯科医師2、歯科衛生士2 歯科医師1、歯科衛生士2~3

【期間】

4日間程度/チーム





支援

行動指針

共通書式

災害歯科保健医療 標準テキスト







多職種チームと 歯科チームとの 連携

超急性期 > 急性期 > 亜急性期 > 慢性期

歯科の フェーズ

歯科支援開始

医療ニーズから 保健フェーズへ

全診療所再開 仮設診療所開設

避難所集約•

応急歯科診療

地域医療の再生

仮設住宅へ移行

被災地での 歯科対応 口腔衛生管理、歯科保健指導 災害関連疾病(誤嚥性肺炎)予防

地域歯科保健の 再構築

© 2021 DPHD

※ 概念図であり、タイミングはこの限りではありません 多職種チームにおける歯科 **JMAT DMAT** JRAT 復興リハビリテーション 歯科 多職種 地域資源 社会福祉協議会 **DWAT** 歯科 ▲ 地域ささえ合いセンター 連携・情報共有 連携・情報共有 連携・情報共有 連携·情報共有 連携·情報共有 歯科保健医療 歯科チーム 支援JDAT 支援JDAT 支援JDAT 地域JDAT 地域JDAT 先遣JDAT 統括JDAT 支援JDAT 支援JDAT

大切なのは「共通化」「統一」

- 共通言語
 - -地域内外を繋ぐ
 - -組織内外を繋ぐ
 - アセスメント・記録 → システム化
- 情報管理•共有
 - リスクコミュニケーション
 - 積極的
- 組織的対応
 - -継続性、画一性

都道府県

災害歯科保健医療連絡協議会

- 都道府県ごとの災害歯科保健医療連絡協議会(もしくは正式にその機能を業務に含む別の協議会)を組織し、連携とともにある体制作りを進める
- 災害時の歯科保健医療を含む合同災害対応研修を実施して抽出された課題をひとつずつクリアして行く
- これらができて初めて、災害時に後悔しない動きができる

支援体制 → 受援体制

- これらができれば、都道府県同士での 広域派遣・受援にも対応できる
- ・ 特に南海トラフ大震がなどの巨大災害 に対応するためには不可欠

災害時の歯科保健医療体制

歯科医療活動		歯科保健活動				
今、困っている人	対象	今は、なんともない人				
あり	本人の ニーズ	なし				
歯が <mark>痛い人</mark> 歯ぐきが腫れた人 通院中だった人 義歯破損・不過合の人	終過	特に重要なのは要配慮者 高齢者(摂食・嚥下障害など) 有病者(糖尿病など)/障がい者 乳幼児・小児/妊婦				
適切に食事ができるようにする	二國後	ロ 腔感染症予防、むし歯予防、 歯周病予防、誤嚥性 肺炎予防				
応急歯科 <u>診療</u> 歯科受診への調整	べること	ス腔ケア、口腔ケア啓発 お口の体操、促康教育				
災害 <mark>拠点病院</mark> DMAT / JMAT 日赤 etc	連携	自治体 保 <u>候</u> 所 保健センター etc.				
地域保健医療体制の回復						
歯科医院・病院歯科の再開 自治体の歯科保健サービスの再開						

災害対策・対応の法律

準備・予防

発災

対応・救護

復旧•復興

南海地震 1946

災害救助法

災害発生の日から

14日以内

(6) 医療および助産

阪神・淡 ① 医療 路大震災

1995

伊勢湾 台風1959

被災者生活再建支援法

災害対策基本法

地域防災計画(含:医療救護計画)

医療法•••5疾病•5事業

がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患 5疾病

5事業 救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周 産期医療、小児救急医療を含む小児医療(その他)

策校 災害対策・対応の法律+

準備•予防

発災

対応•救護

復旧•復興

南海地震 1946

災害救助法

(6) 医療および助産

① 医療

阪神•淡 路大震災 1995

伊勢湾 台風1959

災害支援対策

被災者生活再建支援法

災害対策基本法

地域保健医療(平常時~災害

災害時アセスメント

災害支援チーム

災害時:避難所・福祉避難所

平常時:医療の届きにくい方への医療の提供(在宅含む)

地域住民への健康づくり活動

学校や施設なども含めた包括的健康づくり支援

災害対策:災害時要配慮者の福祉避難所への避難計画 地域住民への災害時の健康管理の情報提供

事業継続計画(BCP)を含む

災害救助法の適用(役割)

市町村

都道府県

基本法 (救助法 非適用) 救助の実施主体 (基本法5条) 救助の後方支援・ 総合調整 (基本法4条)

救助法

適用

都道府県の補助 (法13条2項)

費用負担なし (法21条) 救助の実施主体 (法2条)

費用の最大100分の 50(残りは国負担) (法21条)

詳細の規定

- 自治体の「地域防災計画」 「地域医療計画」
- 自治体の「災害時歯科保健 医療対応マニュアル」
- 自治体との「災害時歯科医療救護協定」

厚生労働行政推進調查事業費補助金

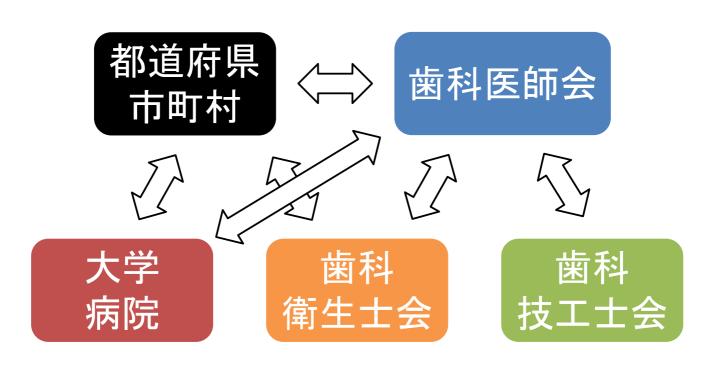
地域医療基盤開発推進研究事業

自治体における災害時の歯科保健活動推進のための 活動指針作成に向けた研究

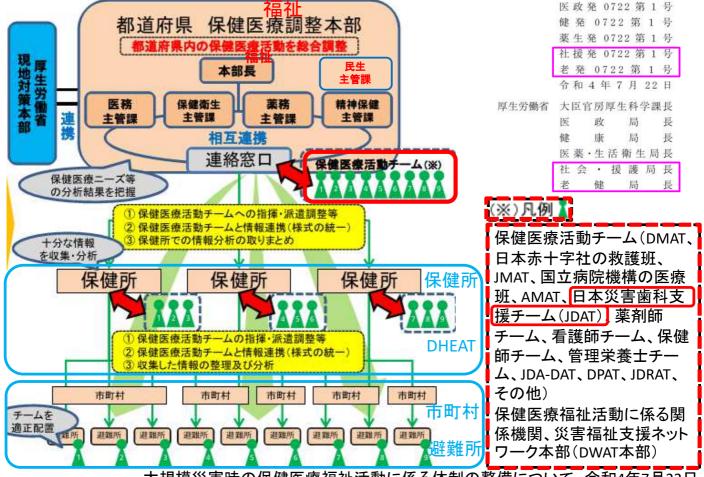
令和4年度 総括·分担研究報告書

研究代表者 中久木 康一 令和5年(2023)年5月

災害時の歯科医療救護活動に 関する協定



大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について



大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について、令和4年7月22日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿 疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について 災害時における医療体制の構築に係る指針 P98

厚生労働省医政局地域医療計画課長 https://www.mhlw.go.jp/content/

医政地発0331第14号

令和5年3月31日

第1 災害医療の現状

001083688.pdf

2 災害医療の提供

(6) 保健医療活動チーム

災害が沈静化した後においても、被災地の医療提供体制が復旧 するまでの間、避難所や救護所等に避難した住民等に対する健康 管理を中心とした医療が必要となるため、様々な保健医療活動チー ム(日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社の救護班、 独立行政法人国立病院機構の医療班、全日本病院医療支援班 (AMAT)、日本災害歯科支援チーム(JDAT)、薬剤師チーム、看護師 チーム(被災都 道府県以外の都道府県、市町村、日本看護協会等 の関係団体や医療機関から派遣された看護職員を含む)、保健師 チーム、管理栄養士チーム、日本栄養士会災害支援 チーム(JDA-DAT)、日本災害リハビリテーション支援チーム(JRAT)、その他の災害 医療に係る保健医療活動を行うチーム)が、DMAT、DPATとも連携し つつ、引き続いて活動を行っている。



















生きるを、ともに、つくる。 △益社団法人日本看護協会







公益社団法人全日本病院協会





















「歯科口腔保健の推進に関する法律」(平成23年法律第95号)第12条第1項

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項 (R6年度~) (下線は追記)

第六 その他歯科口腔保健の推進に関する重要事項

三 大規模災害時の歯科口腔保健に関する事項

災害発生時には、避難生活等における口腔内の清掃不良等により リスクが高くなる誤嚥性肺炎の発症等の二次的な健康被害を予防する ことが重要であり、平時から国民や歯科口腔保健の関係者に対して、 災害時における歯科口腔保健の重要性について普及啓発活動に努め る必要がある。

また、地方公共団体においては、大規模災害時に必要な歯科保健 サービスを提供できる<u>体制構築に平時から努める必要</u>があり、災害時 に対応できる歯科専門職や災害発生時の歯科保健活動ニーズを把握 する<u>人材の育成に努める</u>とともに、地域の職能団体等の<u>関係団体と連</u> <u>携するように努める</u>こととする。なお、大規模災害時の歯科口腔保健等 に関する<u>活動の指針等を策定</u>する等の対応を行うことが望ましい。

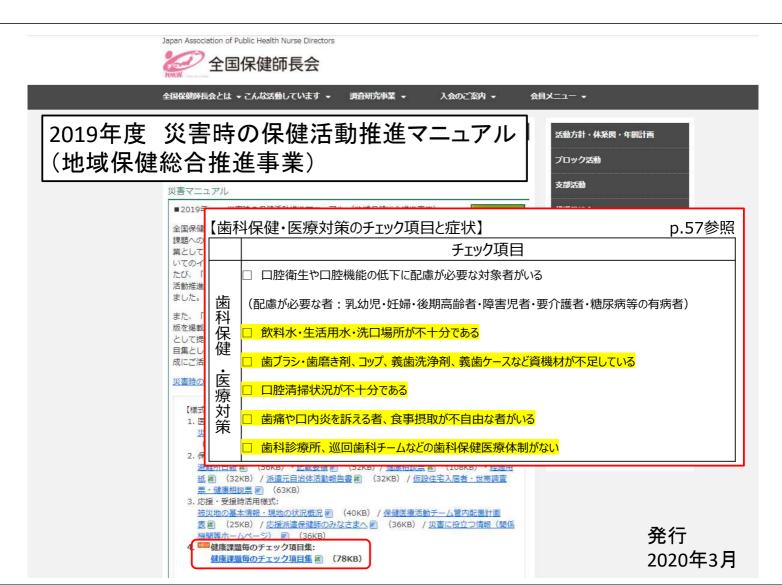
【官報】歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(厚生労働省告示第289号)

保健所・市町村に歯科は少ない!

- ・歯科医師の85.9%は診療所
- ・県型保健所への歯科の配備は28.6% (歯科医師3.5%、歯科衛生士25.1%)
- 市町村への歯科の配備は16.5% (歯科医師0.4%、歯科衛生士16.5%)

災害時の保健医療活動を円滑に進めるためには、 歯科支援チームと連携した体制構築が必要

安藤雄一ほか、全国の市区町村および都道府県型保健所における歯科保健担当者のプロフィールと業務実態、保健医療科学63(2), 139-149, 2014



歯科/集団•迅速

災害時避難所等 口腔保健アセスメント票

項目

基本情報					
対象者	避難者数 高リスク者数				
(1)歯科医療	歯科保健医療 の確保状況				
(2)環境	水・洗口場の 確保状況				
(3)用具	歯ブラシ・歯磨剤 の確保状況				
(4)行動	口腔衛生行動 介助の有無				
(5)症状	痛みや不自由さの 有無				
その他					

の確保 特記事項		1-①あり(定期的)、1-2 2なし . 9不明	あり (不定限)	◇ △ ×	歯科医療の受療機会: のほぼいつでも可能、○ 3日に1回は可能、△ に1回以下・困難、×不 可能、一不明
(1) 備料保健医療	a. 受診可能な近隣の農務診	表所・歯科救護所・仮殺歯科1あり、2なし、9不服	(診療所等	0	at Parent - Water A
項目		R確保できれば厳値や具体的内		評価	評価基準 (参考)
記載者 氏名·所順 順權	氏名: 理種:+ 台和医部 2 金和原生	所属: ± 3 その他()	記載者 連絡先 (携帯電話等)		
P価待り在のして いた理難者等数	izhizvi	へくらい (有数)		n Forti (2
des	c つき事がも(75歳以上) とつちながら2年・2078年	w Aorso, 本知		HIJETEN Divingen	X¥:THN
īe:	ง 504505 (ค.ศ.ก.) อาษอย์ช	り スポターへも 3 April - A	TOP-REE	0.30535	
利用で 、の人が 「Perford、本幹」で 「ペイン ABA 駅)	3.5	角 (我在)			ভ্ৰমান হয় গ্ৰাস্থ্য উল্লেখ্য
7.41 ⊈.11 RH .#A	年 AN/1441	и пі : 3 826	活性功等(3) 当广告完全 (新先	Ĩ.	ì
発育事情の 名称			極端 所等の 立性を続 □ 7 村卒		

項目	確認項目(※	F確保できれば散価や具体的内	(音を影響)	評価	評価基準(参考)
(1) 歯科保健医療 の確保 特形事項	1899、26七、9不明 1899、26七、9不明 1-① あり (足頭的),1-② あり (不定限) 26七 、9不明 27七 、9不明 275 、110 、110 、110 、110 、110 、110 、110 、11			о о о	歯科医療の受療機会: のほぼいつでも可能、○ 3日に1回は可能、△週 に1回以下・困難、×不 可能、一不明
(2) 口腔清掃 等の環境 特記事項	a 簡素き用の水 b 種類き等の塩所	1充定,2不足",9不明 "(具体的C: 1充足,2不足",9不明 "(具体的C:	3	0 0 0 x	うが、小水and/or洗道 所: ○不自由ない、〇杉がに ねあるが開発はある。 △ 特定の用途にのみ、また は知時間使える状況です る、メない・使えない。
(3) 口腔薄掃用具 等の確保 ※主制がよおおおかご 物配事項	a-1 席ブラシ (成人用) n-2 彦ブラシ (乳切別用) b 信息き割 c うがい用コップ d 指席汎浄剤 e 製肉ケース	1充定, 2不足(約 1充足, 2不足(約 1充足, 2不足(約 1充足, 2不足(的 1充足, 2不足(約 1充足, 2不足(約	人分), 9不明 人分), 3不变, 9不明 人分), 9不明 人分), 9不明 人分), 9不明 人分), 3不差, 9不明 人分), 3不差, 9不明	0 0 A ×	歯ブラシ (成人・乳幼 児) , 歯みがた、コップ、 義歯ケース・洗浄暦: ○90%以上が確保。○ 70~90%、△40~ 70%、×40%以下、一 不明 (避難者数に対す る割合)
(4) 口腔薄掃や 介助等の状況 全体状況 主観が広おおかに 特別を事項	a 簡素き b 幾億清掃 c 乳結児の介助 d 薄が、呪者・変介機者 の介助	1していそう、2世球してい 1していそう、2世球してい 1していそう、2世球してい 1していそう、2世球してい	ハなそう , 9不明 Nなそう, 3不要, 9不明	ф о о д ×	島や義島の清掃。乳幼 児・障害・妻介護者の介 護: 090%以上が確 保、○70~90%、△4 ~70%、×40%以下、 一不明(計算者数に対 する割合)
(5) 歯や口の新え 歯窩の問題 食事等の問題 特記手項	※ 重なる場合は複数の項目 a 親みがある者 b 親島級失や義歯破折 c 食事等で不自由な者 (処質や値下の機能低下等	1いる (的 人)。 1いる (的 人)。 1いる (的 人)。	2いない、9不明 2いない、9不明 2いない、9不明	о о д х	編みあり、最高問題、食 事不自由: 990%以上が問題な し、〇70~90%、△40 ~70%、×40%以下、 一不明(超聲者数に対 する割合)
その他の問題	機) 歯科保健医療に関するその他の事項、避難所のインフラ・集生状況等に関する事 原、医肝や保健師等の他チームに伝達すべき事項		iii		•

© 2020 DPHD

施設·遊難所	等 歯科	項目	確認項目(※確認できれば数値や具体的内容を記載)	評価	評価基準(参考)
(303.5) 等の を3. 整正 第三 1.日 以間 を注音での人類 (303.5) オスにあ (3) オスにあ	ล ๖๖ฺญสล	(1) 歯科保健医療 の確保	a 受診可能な近隣の歯科診療所・歯科救護所・仮設歯科診療所等 1あり、2なし、9不明 t		歯科医療の受療機会 ◎ほぼいつでも可能、C 3日に1回は可能、△; に1回以下・困難、×不 可能、一不明
が、 本は 本は が、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	ンプジ cb ・プライが空 c いわきのい。 だり 氏名: 節種:1 前和	特配事項 (2) 口腔清掃 等の環境	a 歯磨き用の水 1充足, 2不足*, 9不明 * (具体的に:) b 歯磨き等の場所 1充足, 2不足*, 9不明		うがい水and/or洗面 所:
項目 (1) 歯科保健医療 の確保	a 受診可能な b 遊回磨料チ	特記事項		× -	特定の用途にのみ、または短時間使える状況で る、×ない・使えない
特記事項 (2) 口腔清掃 等の環境 特記事項 (3)	a 信題き用の b 信題き等の a-1 億ブラシ	(3) 口腔清掃用具 等の確保 ※ 主観的におおまかに	a-1 歯ブラシ(成人用) 1充足、2不足(約 人分),9不明 a-2 歯ブラシ(乳幼児用) 1充足、2不足(約 人分),3不要、9不明 b 歯磨き剤 1充足、2不足(約 人分),9不明 c うがい用コップ 1充足、2不足(約 人分),9不明 c 大分)、9不明 c 大力フシ・歯磨き剤、コップ、義歯洗浄剤、	© O A X	歯ブラシ (成人・乳幼児)、歯みがき、コップ 義歯ケース・洗浄剤: ◎ 90%以上が確保、 70~90%、△40~ 70%、×40%以下、
回旋溝滑用具 等の確保 注刷的におおまかに 特配事項 (4)	a-2 世プラシ b 歯磨さ刻 c うかい用 d 質慮ケー a 歯磨さ	特記事項 (4) ロ 腔清掃や	a 歯磨き 1していそう、2ほぼしていなそう、9不明 b 義歯清掃 1していそう、2ほぼしていなそう、9不明	- ©	不明 (避難者数に対る割合) 歯や義歯の清掃、乳は児・障害・要介護者の
ロ腔溝掛や	□ 自己とことを □ 数値薄掃 □ 対対外の介 □ 対対外の行名 の介助 ※ 重なる場合 ■ 編みがある	介助等の状況 全体状況 ※ 主観的におおまかに 特記事項	c 乳幼児の介助 1していそう、2ほぼしていなそう、3不要、9不明 d 障がい児者・要介護者 1していそう、2ほぼしていなそう、3不要、9不明 の介助 口腔清掃状況が不十分である	<u>↓</u>	護: ◎90%以上が 保、○70~90%、△ ~70%、×40%以下 -不明 (避難者数に する割合)
	b 義倫紛失や c 食事等で不 (組膚や値下 期) 歯科保健2 の他の事項、3	(5) 歯や□の訴え 養歯の問題 食事等の問題	 ※ 重なる場合は複数の項目に含めて伏さい a 痛みがある者 b 義歯紛失や義歯破折 1いる(約 人), 2いない, 9不明 	0 0	痛みあり、義歯問題、 事不自由: ◎90%以上が問題なし、○70~90%、△
書きされない情報や	ラ・薬生状況を は、医師や保証 ムに伝達すべき ・関連情報は、「	特記事項	歯痛や口内炎を訴える者、食事摂取が不 自由な者がいる	× -	し、○70~90%、△5 ~70%、×40%以下 -不明(避難者数に する割合)

項目	評価基準(参考)	評価	※ 確認できれば数値や具体的内容を	□戦 174 他
	歯科医療の受療機会:	۵	受診可能な近隣の歯科診療所・歯科救護が	↑・仮設密
(1)	San San Francisco	0	科診療所等の有無、巡回歯科チームの有無 況(日程・時間など):	□ Ve
	○ ほばいつでた可能			<u> </u>
歯科保健医療	0 3日に1 歯科診療所	、巛回歯科	チームなどの歯科保	FANTILOS
の確保	△ 週に1日) Alocolaria	5# 3580
	× 不可能、 健医療体制	かない		EMP (3:27)
	- 不明			, c.e.
	うがいkand/or洗面所:		歯磨き用の水、歯磨き等の場所などの問題	点・必要 201/123
(2)	A SHOULD BE STOCKED BY SHOW HELD FROM TO AND STOCKED STOCKED	0	物資など:	
	◎ 不自由ない、	0		
口腔清掃	おおむねあるが制限はある、			
等の環境	△ 特定の月 金石川の - レ ノーン	エローレンサロ	7+B =C+V-7- 1 /\-	本89内容を記載
	短時間似此外,一生光	古用水・沈┕	□場所が不十分で	南科教護所 •
	× ホメい使 ある			一ムの有標、
	- 不明 のる			
	歯ブラシ(成人・乳幼児)、歯みがき、		歯プラシ(成人用・小児用・乳幼児用)、	
(3)	コップ、義歯ケース・洗浄剤: (避難者	(i)	剤、うがい用コップ、義歯洗浄剤、義歯グ	アースなど 版との問題点
	数に対する割合)		の問題点・必要物資など:	lo C. Marie (Marie
□腔清掃用具		0 _	Ų.	II
等の確保	90%以上が確保、	Δ	>	
	O 70~90 +=+)'=> +=1	苯士文川 つい	学生光冷 如	
	△ 40~70 圏ノフン・圏	岩さ削、コツ	プ、義歯洗浄剤、	防児用)、他
	× 40%以 恙歩ケーフナ	ア冷と終れるが	不足している	削、穀磨ケー
	- 不明 一 天区 ノ へん	に対例が177	TYEU CVID	
	歯や義歯の清掃、乳幼児・障害・要介		歯磨きや義歯の清掃に問題があればその理	由。乳幼
(4)	護者の介護: (避難者数に対する割	0	児や障害児者・要介護者で口腔ケア介助の)問題点・
()	合)	ο .	必要性など:	The state of the s
口腔溝掃や	□ 90%以上が確保、			ればその理由 ケア介砂の門
介助等の状況	〇 70~90%が確保、	Δ	>	
全体状況	△ 40~.7	<u> </u>		
	× 40%以口腔清掃状	況が不十分	である	
	— 不明	1 1		BECEAU
	痛みあり、義歯問題、食事不自由:		※ 重なる場合は複数の項目に含めてください	A)
(5)	(避難者数に対する割合)	0	a 痛みがある者 (約 人)	슀
(5)	(VENT ELEVICA) / DETEL	0	b 義歯紛失や義歯破折(約 人)	よる)
歯や口の訴え	90%L		13	
養歯の問題	○ 70~9 歯痛や口内	炎を訴える者	る、食事摂取が不 しょる) [*]	I—
食事等の問題		17	.83)	
Total Co. Et al. Total	△ 40~7 自由な者がし × 40%以	小 る		er4.0 (2020
	- 不明	I - I		10.100 (40.40)



図20 歯科保健活動 のポイント

- 個別 集団
- ・ライフステージ



全国保健師長会 災害時の保健活動 推進マニュアル (令和2年3月) P59

【個別·集団】

《個別》 歯科保健指導 食事指導

子どもや高齢者・要接護者等を中心に、むし歯・歯周病・誤 嚥性肺炎予防などに関する情報を提供し、食事指導、口腔 ケアの具体的な方法についてなどアドバイスします。 むし歯の発生・

・歯周病の悪化・

·口内炎·

· 発熱.

・誤嚥性肺炎・インフルエンザ・風邪・環境悪化に伴う咳や喉への悪影響

などの予防

《小集団·集団》 歯科保健指導 食事指導 人数が多い場合は、対象別に小集団や集団を対象に指導を 行います。

フェーズに応じた指導や避難所や施設の代表者から情報を 得てテーマを絞って指導を行い、必要に応じて個別指導を行 います。

【ライフステージ別】

《乳幼児》 歯科保健指導 食事指導 食べ物の支援物資の制限は厳しい現状があります。 また、仕上げ磨きにより子どもが泣く場合があり、仕上げ磨きを しないことが考えられます。短時間の仕上げ磨きの方法などを

アドバイスします。

2005-2005-2005-2005-200

《児童·生徒》 歯科保健指導 食事指導 支援物資には菓子パンやお菓子なども多いため、間食指導・ 歯磨き指導により食生活の平常化を目指します。また、避難所 では小集団を対象とした指導により、歯磨きの生活習慣が確 立されることが期待されます。

《成人》 歯科保健指導 食事指導 糖尿病などの生活習慣病と歯周病の関係などの情報提供を します。薬を服用している方や災害により新たに薬を服用し ている方への支援も必要です。

舌苔の除去及び歯間ブラシなどの使用の継続の必要性(こついてもアドバイスを行います。

《高齢者》 歯科保健指導 食事指導

義歯の清掃・保管方法などが習慣化できるように分かりやすいリーフレットなどによりアドバイスを行います。また舌苔の除去や口腔機能を高めるための具体的な方法を指導します。さらに、口腔ケアが必要なこともあります。

《障がい児者》 《要支援者等》 歯科保健指導 食事指導 掲示物やパンフレットなどを通じて、適切な生活習慣を取り 戻せるように繰り返しサポートを行います。

また、継続して支援できるように関係者等に個別の状況の 説明を行います。

■ 各期における保健活動の概要(風水害・噴火災害編)【表6】

		避難勧告等発令時	フェ・	ーズ0		−ズ1	
		準備体制の確立	初動体制の確立		緊急対策 一生命・安全の確保-		
		(避難情報発令)	(概ね災害発生	三後24時間以内)	(概ね災害発生後72時間以内)		
		避難準備·高齢者等避難開始、 避難動告、避難指示(緊急)	災害モードへの切り替え				
	/	班無制合、班無拍小(系志)	●各フェーズで対応ができなかった事項については引き続き次フェーズで実施する				
地垣	の概況	要援護者の避難・停電・雨音による情報伝達困難	人的被害・孤立者の教助・浸力	k・電気や交通等インフラの不全	被害の全容把握・生活用品の不足		
	医療		◎傷病者の急増◎救命救急◎搬送	◎医療機能の低下 (治療・病床数・従事者・医薬 品)	◎DMATの交代・他の医療 チームの派遣 ◎救護所の設置・運営	◎医療機能の低下	
ニーズ		◎避難所の設置・運営◎従事者の帰宅困難	◎生活環境の悪化	◎サービスの低下(水・従事者・各種解決手段)	◎感染症の流行◎熱中症◎歯科・口腔衛生◎メンタルヘルス	◎サービスの低下◎保健医療活動チームの受援	
	福祉	◎避難行動要支援者の避難 ◎従事者の帰宅困難	◎孤立者の安全確保	◎サービスの低下(施設・従事 者)	◎福祉避難所の設置	◎サービスの低下	
活重	健医療 カチーム の例		・DMAT (医療への被害程度に よっては派遣無)	・日本赤十字社	•DHEAT •DPAT	・JMAT ・その他の医療チーム	

フェーズ2 応急対策 一生活の安定一 (避難所対策が中心の時期

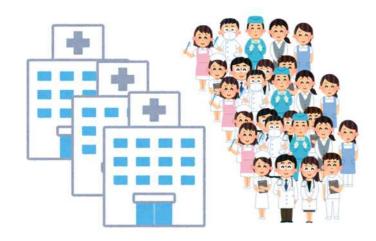
	中心の時期)		急対策 の安定- 设住宅入居までの期間)	復旧・復興対策期 一人生の再建・地域の再建一 (仮設住宅対策や新しいコミュニ ディづくりが中心の時期)	復興支援期・前期 -復興住宅に移行するまで- (コミュニティの再構築 と地域との融合)	復興支援期・後期 一新たなまちづくりー
避難所の利用者・退出者の	増加・ニーズの顕在化	避難者の移動・	帚宅困難な避難者		復興・復旧対策の実施	
②地域医療への移行○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○<	医療機能の回復					CONTRACTOR (PROTEINE), FAMA III
の食生活・栄養の偏り の生活を任務症	保健医療活動チームの 置・調整・会議開催	◎メンタルヘルス◎孤立	◎保健医療活動チーム の活動終了	◎ソーシャルキャピタルの醸成		災害時の保健活動推進マニュアル
の福祉避難所の運営 ◎	サービス調整					
Michael de la company de la co	ころのトラチーム RAT JDAT	・保健師等チーム ・こころのケアチーム				

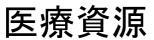


トリアージ(仏Triage 選別)

- ・ トリアージとは、災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて搬送や治療の優先度を決めること
- 災害時の医療救護においては、限られた資源(医療者や医薬品等)を効率的に活用することが必要

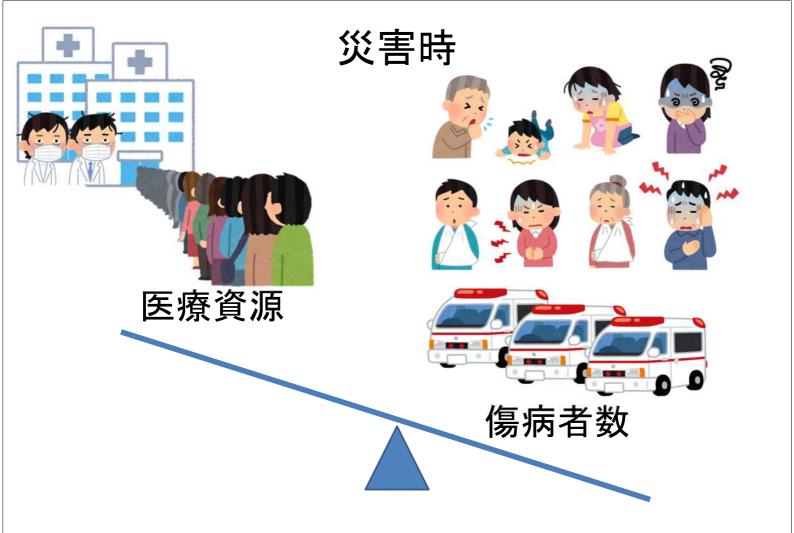
平常時

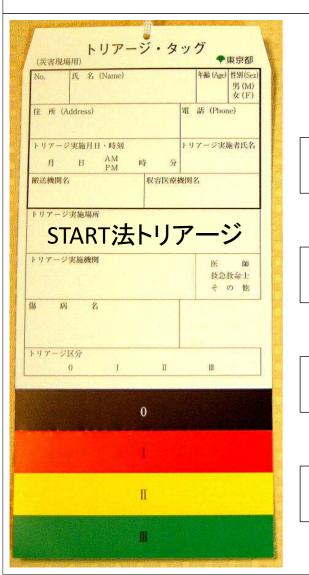






傷病者数





1

2

3

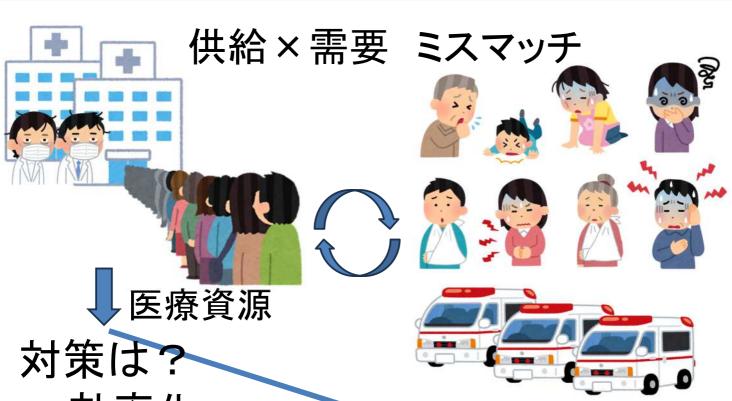
効率化 → 優先順位

生命反応がない、直ちに処0黒 置・搬送をしても助かる見込みがない(≠ 死亡診断)

直ちに処置・搬送すれば、生 命が助かる見込みがあり、一 刻も早く処置が必要(重傷)

単立 生命に危険は無く、処置・搬送を数時間、管理下にて待つことができる(中等症)

外来で処置が可能、もしくは処置不要で、治療は他所に回すことも可(軽傷)



- 効率化
- 医療を个
- 受診者を↓

医療 供給×需要 ミスマッチ 対策

- ・ 効率化(医療の)
 - -傷病者のトリアージ
 - -病院情報の一元化
- 医療を个
 - -病院支援(インフラ、資器材、人材、薬剤etc.)
 - -広域医療搬送
- ・ 受診者を↓
 - -防災(地域•個人)
 - 避難所・地域における健康管理

(ラピッド)アセスメント 病気の人や病気にな りそうな人、その背景 にある課題や問題等 を迅速に把握する

効果的な対応には?

傷病者数

歯科口腔ニーズアセスメントのレベル

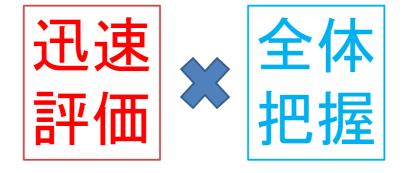
公衆衛生 臨床的な 公衆衛生職 歯科職の眼 共通の眼 歯科職の眼 生活全般 歯科・集団 歯科・個人 歯科版 歯科版 避難所等(マス) 避難所等 個別アセスメント票 アセスメント票 アセスメント票 <関連環境> 全身状態 人数構成 口腔内症状 水·洗口場 食物摂取 歯科医療確保 歯口清掃 口腔ケア用具 歯科ニーズ 義歯 <歯科ニーズ> その他 食物摂取問題 痛み 義歯問題 不調 • 口腔衛生問題

「災害時公衆衛生歯科機能について考える会」提言(平成25年10月)より改変

© 2019 DPHD

初動期のアセスメント

最初は、迅速に評価して全体を把握することが 大切!



迅速 評価

状況は明日には変わっている! とにかく短時間で全体を把握!

- まずは自分の身の安全の確保
- 次に存在の連絡共有
- それから状況把握「迅速アセスメント」
- 知りたいのは今!今!伝えなければ、支援とのミスマッチの溝は埋まらない!
- 全体を浅く広く、なるべく速く多面的に
- 対応とともに、状況は移り変わり、迅速アセスメントは繰り返すべきもの
- 少し落ち着いてきたら、個別のアセスメントへ移行

支援の スタイル

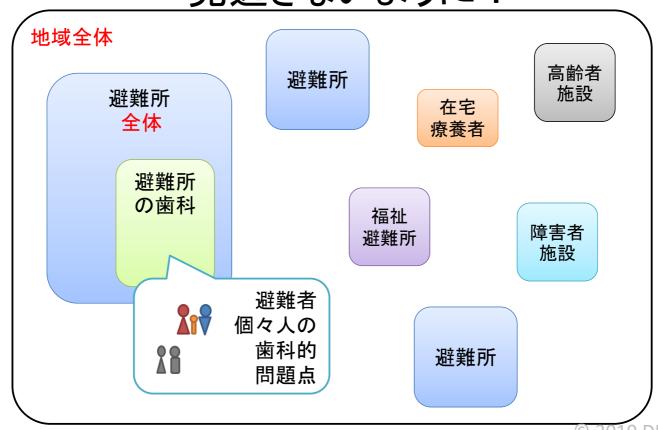


プル型

© 2019 DPHD

全体 把握

地域全体から細かい視点へ、 見逃さないように!



© 2019 DPHD

災害時要配慮者(要援護者)

平成25年6月 災害対策基本法改正

災害時要配慮者

防災施策において特に配慮を要する方(要配慮者)

高齢者·有病者 身体·知的·精神障害者 乳幼児·妊産婦 外国人 旅行者 等 避難行動要支援者

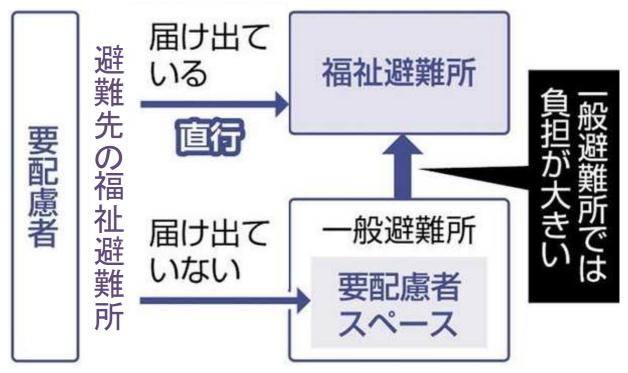
災害発生時の避難等に 特に支援を要する方 避難行動要支援者名簿の 作成を義務付け

令和3年5月 災害対策基本法改正

個別避難計画の作成努力義務

福祉避難所

個別避難計画 🗅 2021年5月の災害対策基本法改正により 市区町村の努力義務に



福祉避難所 直行可能に, 読売新聞オンライン 福井, 2023/03/15 05:00

被害想定の報道だけを見ていてはわからない

「首都圏直下地震」被害想定(東京都, 2022年5月25日)

- 建物被害約19万4400棟、死者6148人、負傷者9万3435人
- 避難者約299万人、帰宅困難者453万人 大阪市人口 378万人
- この10年で、建築物の耐震・耐火が進み、被害は軽減

『地震直後には<u>停電で人工呼吸器などが</u>停止し死亡するおそれがあるほか、数日後からは車中泊によるエコノミークラス症候群などによる死亡が、そして、1か月以上あとには、慣れない環境での<u>心や体の</u>不調による自殺なども想定される』

直接死 < 災害関連死

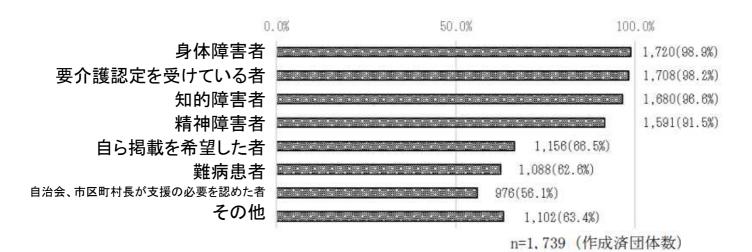
2004年 新潟県中越地震

直接死 16人 〈 災害関連死 52人

2016年 平成28年熊本地震

直接死 50人 〈 災害関連死 223人

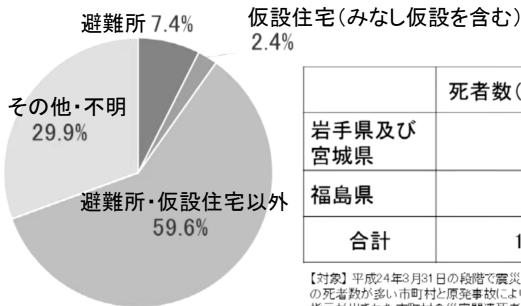
地域防災計画に定める 避難行動要支援者名簿掲載者の範囲



避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果, 令和4年6月28日 https://www.soumu.go.jp/main content/000822486.pdf

避難行動要支援者 < 避難生活要支援者

東日本大震災における災害関連死者の 死亡時における生活環境



	死者数(人)
岩手県及び 宮城県	529
福島県	734
合計	1,263

【対象】平成24年3月31日の段階で震災関連死 の死者数が多い市町村と原発事故により避難 指示が出された市町村の災害関連死者

- ■避難所 ■仮設住宅(みなし仮設を含む)
 - ■その他・不明

■避難所・仮設住宅以外

復興庁:東日本大震災における災害関連死に関する報告,平成24年8月21日

熊本地震 震災関連死 死亡時の生活環境区分

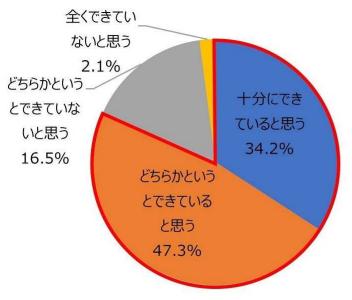
生活環境	人数	割合
発災時にいた場所及びその周辺	12	5.5%
避難所等への移動中	0	0.0%
避難所滞在中	10	4.6%
仮設住宅滞在中	1	0.5%
民間賃貸住宅・公営住宅等滞在中	0	0.0%
親戚や知人の家に滞在中	8	3.7%
発災前と同じ居場所に滞在中の場合【自宅等】	81	37.2%
発災前と同じ居場所に滞在中の場合【病院】	27	12.4%
発災前と同じ居場所に滞在中の場合【介護施設】	17	7.8%
入院又は入所後1か月以上経過し亡くなった場合【病院】	58	26.6%
入院又は入所後1か月以上経過しなくなった場合【介護施設等】	3	1.4%
その他・不明	1	0.5%
合計	218	

亡くなった場所で最も多いのは自宅で約4割、そのほかに自宅等から病院等に搬送されて亡くなったのが24%あり、この両者で6割を超える。一方で避難所で亡くなったのは5%未満である。すなわち災害関連死のリスクの高い人は、避難所の外にいた。

出典:熊本地震の発災4か月以降の復旧·復興の取り組みに 関する検証報告書、2021.4.9 報道発表。

鍵屋 一, 自治体の防災マネジメント[73]避難所外避難者の支援を考える① —災害関連死を防ぐ, 地方自治 2022.12.21

「在宅避難」の判断方法や備蓄品を 知っている人における「備え」

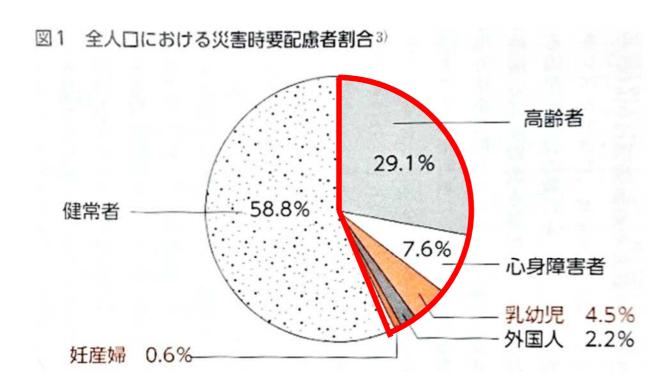


「(在宅避難の)判断方法や 必要な備蓄品などを知って いる」と回答した人は 23.7%(237名)。

「在宅避難」の備えまでできていると 回答した人は全体の19.3%

「在宅避難の備えができている」人は2割弱 -なかでも特に備えが不十分な備蓄品とは? まいなびニュース 掲載日 2021/08/27 15:08 更新日 2021/08/27 15:16 ミドリ安全「災害避難と防災備蓄に関しての実態調査」 2021年8月11日~16日, インターネット調査 全国の20代~60代男女1,000名 (女性502名、男性498名、各年代200名)

災害時要配慮者=人口の4割



吉田穂波,災害時の母子を支えるために,地域保健 2022.7 P28

水分•塩分 補給

食中毒 注意

うがい 歯みがき

マスク着用

被災者の皆さまへ

避難所生活で健康に過ごすために

~ 以下の点にご注意ください ~

1 水分・塩分補給



トイレを気にして水を飲む量が減りがちです。こ まめな水分・塩分補給で 熱中症予防をしましょう。

2 手を清潔に



食事の前やトイレの後に は手洗いを。流水が使え ないときは、アルコール を含んだ手指消毒薬を使 用しましょう。

3 食中毒に注意!



出された食事はすぐに食べましょう。下痢、発熱、 手指に傷がある人は、調理や配食を行わないよう にしましょう。

4 体の運動



エコノミークラス症候群 の予防、寝たきりの予防 のためにも積極的に体を 動かしましょう。

5 うがい・歯磨き



うがい、歯磨きをでき るだけ行い、かぜの予 防、口の中の衛生を保 ちましょう。

6 十分な睡眠・休息



誰もが不安を感じてい ます。休息や睡眠を意 識してとりましょう。

⁷ 必要なときには マスクを着用



下でしているときや、 アレルギーの原因となるほこりを避けるため に、必要なときにはマ スクを使いましょう。

⑧ 薬で困っている 場合は相談を



薬が手元になかったり、 薬で困っているときは、 医師、薬剤師、保健師 などに相談を。

次の方は避難所の 事務局に申し出ましょう



妊娠中の方



を接の方・小さいお子さ をお連れの方

> 病気などで特別な 食事の配慮が必要な方

手の清潔

体の運動

十分な 睡眠•休息

薬剤 (体調管理)

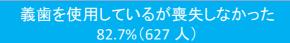
妊産婦·乳幼児 特殊食品



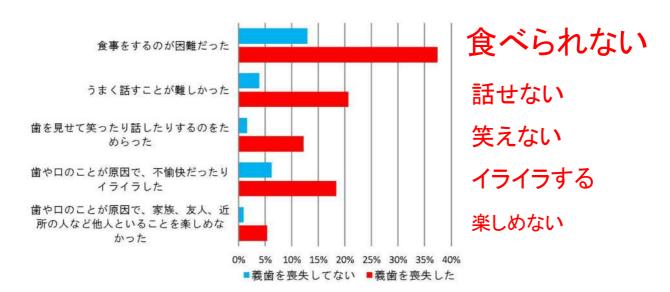
災害時の義歯喪失の食事や会話への影響

東日本大震災後の沿岸被災地域の調査において 震災前から義歯を利用していた人758人

17.3%(131人)



義歯を 喪失した



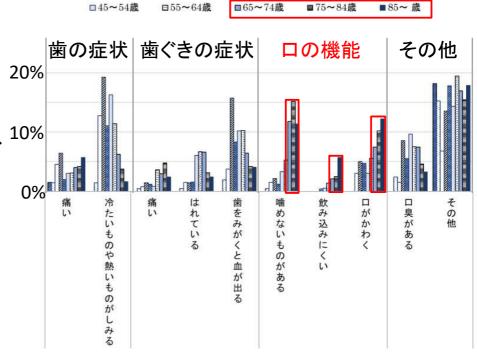
4割は歯や口に「気になるところ」があり、 高齢者の1割以上は「噛めないものがある」

□ 5~ 14歳

6. 歯や口の状態 歯や口の状態について気 になるところがないと回答し た者は全体の 58.9%であっ た。この割合は年齢階級が 20% 上がるとともに低値を示し た。

歯の症状として「歯が痛い」、10%「冷たいものや熱いものがしみる」、または歯ぐきの症状として「痛い」、「はれている」、「歯をみがくと血が出る」と回答した者の割合は25歳以上65歳未満の年齢階級で高く、「噛めないものがある」と回答した者の割合は65歳以上の年齢階級で10%を超え、その後の年齢階級でも高値を示した。

令和4年 歯科疾患実態調査結果の概要



□15~24歳

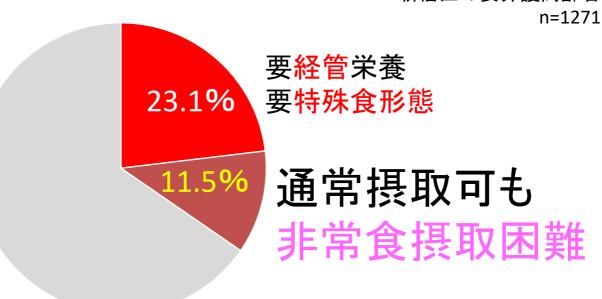
図 25~34歳

■35~44歳

https://www.mhlw.go.jp/content/10804000/001112405.pdf

地域在住の要介護高齢者のうち、 災害時に「食べる」工夫が必要な方々

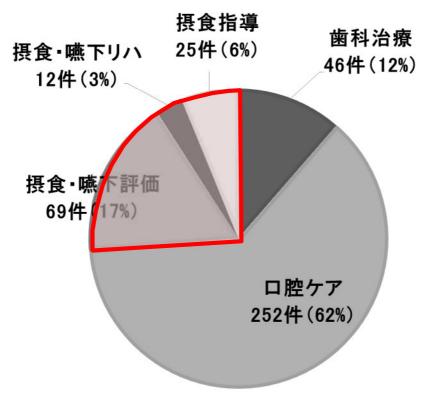
新宿区の要介護高齢者 n=1271



Estimating nutrition intake status of community-dwelling elderly people requiring care in disaster settings: A preliminary cross-sectional survey.

Tashiro S, Kawakami M, Oka A, Liu F, Nishimura A, Ogawa C, Hagai F, Yamamoto S, Yazawa M, Liu M. J Rehabil Med. 2019 Mar 6.

図3 南阿蘇地区における歯科支援活動実績



熊本地震後の南阿蘇地区において口腔機能支援を通じて多職種と連携した 「食べる」支援活動の報告, 日本災害食学会誌, Vol6(2), 66-76, 2019



災害時要配慮者に対する "「食べる」支援"の transdisciplinary approach

- 特にフレイル予防、誤嚥性肺炎予防には、被災 直後からの"「食べる」支援"が重要
- ・ それぞれの"「食べる」支援"が連携して補いあって、 はじめて、安全かつ適切に栄養を確保しうる

保健所・保健センター、DHEAT

JMAT(日本医師会災害医療チーム) 医師、看護師、薬剤師など

DPAT(災害派遣精神医療チーム) 精神科医師、精神保健福祉士、 公認心理師など

JDA-DAT(日本栄養士会 災害支援チーム) 管理栄養士など

±など 食料・水

食企業、運送

JRAT(日本災害リハビリテーション支援協会) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、など

> DWAT(災害福祉支援チーム) 社会福祉士、介護福祉士、 介護支援専門員など

居住環境(調理環境、 食卓、食具、トイレなど)

災害支援ナース、NPOなど

JDAT(日本災害歯科支援チーム) 歯科医師・歯科衛生士など (災害歯科保健医療連絡協議会)

「食べる」機能から

見た連携が必要

日本災害医学会ニュースレター 2022年11月号

災害時歯科支援の引き継ぎへの流れ

